

令和2年度 第1回

# 恵庭市保健センター運営協議会

【次第】

## ・報告事項

(1) 令和元年度保健事業実施報告について .....

資料1

(2) 新型コロナウイルス対策について .....

資料2

(保健福祉部関連)

## 1. 健康診査等事業

## (1) 健康診査、各種健（検）診事後管理、特定保健指導

- ・35歳～39歳の市民及び35歳以上の生活保護受給者に対し、健康診査を実施しています。
- ・国民健康保険加入者（40～74歳）に対し、特定健康診査を実施しています。
- ・特定健康診査（健康診査）の結果、内臓肥満に加えて、血糖、血圧、脂質、喫煙習慣の有無のリスクの個数により積極的支援、動機付け支援に階層化され、特定保健指導（保健指導）が実施されます。（高血圧、糖尿病、脂質異常症で治療中の方は除く）
- ・国民健康保険加入者の特定健康診査受診率は、保健課把握分で30.3%。
- ・特定保健指導については、対象者全体のうち、積極的支援利用者が33.3%、動機付け支援利用者が49.6%となっています。

			30年度			元年度		
			国保（40～74歳）	35～39歳	生保	国保（40～74歳）	35～39歳	生保
健診受診数			2,941	29.0%	63	7	3,129	31.1%
結果	メタボ非該当	2,033	69.1%	57	4	2,145	68.6%	51
	メタボ該当	553	18.8%	1	3	563	18.0%	1
	予備軍	346	11.8%	5	0	338	10.8%	6
	判定不能	9	0.3%	0	0	1	0.0%	0
保健指導	対象	積極的	65	2.2%	2	0	60	1.9%
		動機付け <sup>注1)</sup>	310	10.5%	5	1	284	9.1%
	利用	積極的	16	24.6%	2	0	19	31.7%
		動機付け <sup>注2)</sup>	112	36.1%	0	1	139	48.9%

注1) 動機付け【対象】⇒年度75歳を含む数 ※ 令和2年4月末現在 保健課把握データ

注2) 動機付け【利用】⇒年度75歳を含まない数（実施しない）

## (2) 肝炎ウイルス検診

- ・平成23年度より、特定の年齢に達した市民に、個別通知による受診の勧奨・検診料の減免を実施しています。

勧奨通知送付対象 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳（5,830人）

	勧奨通知者	受診者	C型陽性	B型陽性
27年度	6,586	603	2	8
28年度	6,173	473	2	6
29年度	6,083	542	0	6
30年度	6,122	429	0	7
元年度	5,830	534	0	7

## (3) エキノコックス症検診

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
受診者数	87	43	40	68	44
擬陽性	0	0	0	0	0
陽性	0	0	0	0	0

(4) 各種がん検診事業 ※がん発見者数については、R2.4月末現在

- 受診率は胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がんとなっています。

	胃がん				大腸がん			
	受診者	要精密検査者数	がん発見数	受診率(%)	受診者	要精密検査者数	がん発見数	受診率(%)
27年度	2,279 (59)	217	11 (*2)	11.0	3,129 (81)	237	10 (*2)	15.1
28年度	2,159 (68)	147	4	10.7	2,543 (93)	214	6	12.6
29年度	2,198 (46)	195	3	6.9	2,661 (62)	230	5	4.5
30年度	2,079 (60)	159	1	6.9	2,589 (83)	204	4	4.7
元年度	2,076 (53)	145	4	6.3	2,707 (80)	245	3	4.4

	肺がん			
	受診者	要精密検査者数	がん発見数	受診率(%)
27年度	2,215 (41)	91	5	10.7
28年度	2,199 (71)	80	3 (*1)	10.9
29年度	2,331 (40)	45	3	3.4
30年度	2,289 (64)	96	0	3.7
元年度	2,310 (53)	99	0	3.3

※ 平成29年度より地域保健・健康増進報告におけるがん検診の受診率の算定方法が変更となりました。

・対象年齢: 胃がん50~69歳、乳がん・肺がん・大腸がん40~69歳、子宮がん20~69歳

・対象者: 対象年齢の人口

(\*) うち経過観察からの発見がん

	乳がん(がん検診推進事業合)				子宮がん(がん検診推進事業合)			
	受診者	要精密検査者数	がん発見数	受診率(%)	受診者	要精密検査者数	がん発見数	受診率(%)
27年度	1,436 (99)	41	6 (*2)	19.6	1,254	24	1 (*1)	14.3
28年度	1,160 (125)	46	4	19.5	1,070	19	0	13.6
29年度	1,245 (100)	42	4	12.4	963	23	0	7.7
30年度	1,073 (104)	40	5	11.7	941	17	0	7.2
元年度	1,245 (106)	43	9	11.7	1,054	40	1	7.5

受診者の（ ）内は35~39歳受診者数

(5) がん検診推進事業

○クーポン事業

働く世代の女性支援のためのがん検診推進として、平成21年度から子宮、乳がん検診において検診料金が無料となるクーポン券の送付を実施しています。

クーポン券有効期間 平成31年4月1日～令和2年2月29日

クーポン券送付対象 子宮がん検診 20歳  
乳がん検診 40歳

クーポン券送付者数・受診者数・受診率

	子宮がん検診			乳がん検診				
	年齢区分	送付者数	受診者数	受診率	年齢区分	送付者数	受診者数	受診率
29年度	20歳	418	21	5.0%	40歳	501	146	29.1%
30年度	20歳	427	24	5.6%	40歳	491	138	28.1%
元年度	20歳	364	29	8.0%	40歳	462	127	27.5%

(参考)

	子宮がん検診			乳がん検診				
	年齢区分	送付者数	受診者数	受診率	年齢区分	送付者数	受診者数	受診率
28年度	20歳	357	24	6.7%	40歳	487	133	27.3%
	25歳	273	28	10.3%	45歳	343	42	12.2%
	30歳	312	47	15.1%	50歳	303	30	9.9%
	35歳	308	57	18.5%	55歳	320	24	7.5%
	40歳	336	54	16.1%	60歳	300	28	9.3%
	計	1,586	212	13.4%	計	1,753	257	14.7%

## 2. 健康増進事業

### (1) 健康づくり計画・食育推進計画策定事業

- 平成30年度から平成35年度までを計画期間として、「第2次恵庭市健康づくり計画」と「第3次恵庭市食育推進計画」の両計画を策定しました。
- 第2次恵庭市健康づくり計画は、保健センター運営協議会や関係部署による検討、協議しながら、生活習慣病の発症や重症化予防を重視し、身体活動やがん、糖尿病、歯など9領域の健康課題への取組みによる健康づくり推進を目的としたものです。
- 第3次恵庭市食育推進計画は、恵庭市食育推進協議会や保健センター運営協議会及び関係部署での検討や協議を行い、食をとおして「健康をつくる」・「人を育む」・「地域をつくる」の3つの領域毎に目標を定め、生涯にわたる健やかな暮らしの実現をめざします。

### (2) 健康教育事業

- 町内会の健康学習会や様々な団体からの出前講座の依頼により地域に出向き、健康に関する講話や実技を実施しました。

集団健康教育									
27年度		28年度		29年度		30年度		元年度	
回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
59	1,573	63	1,695	65	1,555	69	1,737	94	2,975

《集団健康教育の内訳》

	出前講座/普及啓発		健康増進事業		ウォーキング普及		高齢者健康教育事業	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
27年度	39	1,104	11	211	6	129	3	129
28年度	42	1,131	14	364	4	68	3	132
29年度	46	1,195	12	219	4	41	3	100
30年度	54	1,306	8	300	4	44	3	87
元年度	77	2,565	11	261	4	37	2	112

※出前講座：保健課・健康スポーツ課を合わせて計上

### (3) 健康相談事業

- 保健事業のあらゆる機会を活用し、健康相談に応じています。

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
回 数	684	777	632	550	954
延 人 数	1,157	1,440	1,445	990	1,934

### (4) 機能訓練・訪問指導事業

#### ①機能訓練教室

- 事業開始当初と比較し、介護保険や障害者総合支援法に基づくサービスが充実し、社会参加の機会が確保されたことと、根拠となる健康増進法実施要領が改正されたことと合わせ、平成29年度をもって事業を廃止しました。

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
回 数	45	46	47	14	
実人數	2	2	2	2	事業廃止
延 人 数	87	79	75	25	

#### ②訪問指導

- 療養上の保健指導が必要であると認められる40～64歳の市民・家族に、保健師等が訪問して健康問題を総合的に把握し心身機能の低下の防止と健康増進を図ることを目的としています。

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
実人數	7	5	5	7	29
延 人 数	10	8	11	15	41

### 3. 母子保健事業

#### (1) 母子健康手帳の交付

- 全届出について保健センターで保健師が面接・保健指導を行い、妊娠中から支援を開始しています。
- 母子健康手帳交付時に、併せて妊婦健康診査受診票の交付・マタニティマークスループを配布しています。

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
妊娠届出数	475	498	447	430	405
手帳交付数	483	511	461	449	421
ストラップ配布数	475	496	447	430	405

#### (2) 妊婦・両親教室

- 健やかな妊娠期を過ごすために保健指導のほか歯科保健指導や調理実習・栄養指導も実施しています。
- 両親教室では父親母親の役割や夫婦で育児に臨むための学びの場として、沐浴実習なども取りながら実施しています。

	妊婦教室			両親教室		
	回数	延人数	参加率※	回数	参加組数	参加率
27年度	18	171	34.3%	6	87	41.2%
28年度	15	120	28.8%	6	78	37.3%
29年度	12	113	28.8%	6	79	38.3%
30年度	12	145	31.4%	4	73	36.0%
元年度	9	104	34.5%	3	44	25.1%

※1コース（3回）の平均参加率

#### (3) 妊婦健康診査

- 健診受診票（一般健診14回分、超音波検査6回分）を交付し健診費用を助成しています。
- 支援が必要な妊婦については、健診の受診状況を適宜確認しながら支援を継続しています。

	受診人数	助成総数	妊婦一般健診		超音波検査 助成数
			助成数	助成率	
27年度	766	7,647	5,809	75.8%	1,838
28年度	752	7,677	5,519	72.6%	2,158
29年度	755	8,146	5,652	70.0%	2,494
30年度	674	7,136	5,026	69.8%	2,110
元年度	632	6,770	4,798	71.6%	1,972

\* 平成28年度より超音波検査の助成回数が4回から6回に増えています。

#### (4) 特定不妊治療費助成

- 令和元年度は実人数35人に対し、延べ49回助成し16人が妊娠（妊娠率45.7%）に至っています。

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
助成件数	56	53	40	52	49
実人数	35	33	27	30	35
妊娠率	31.4%	45.5%	44.4%	43.3%	45.7%
男性不妊	—	—	0	0	0

\* 平成29年度より男性不妊治療が対象となっております。

#### (5) 乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問

- 専任の赤ちゃん訪問指導員1名と保健師が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、発育・健康を確認しながら育児に必要な情報の提供や制度紹介、保健指導を実施しています。
- 養育支援家庭訪問は、子どもに発育や健康の問題があったり、妊婦や養育者が健康不調や育児困難を抱えているなどの家庭を訪問します。また、養育支援保健医療連携システムの情報提供を受け早期に行う訪問や、虐待予防のために行う訪問としても実施しています。

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
赤ちゃん訪問	467	434	472	426	418
養育支援訪問	64	87	94	103	84

#### (6) 乳幼児健診

##### ① 3～4か月児・9～10か月児健康診査

- 未受診児家庭には電話や文書等で受診勧奨を行い、連絡がつかない家庭には訪問などで状況把握を行っています。9～10か月児健診では、育児支援のひとつとして「ブックスタート事業」と連動して実施しています。

	対象者	受診数	受診率	要精検	要観察
27年度	1,000	982	98.2%	9	221
28年度	993	975	98.2%	13	225
29年度	955	935	97.9%	10	222
30年度	962	938	97.5%	6	223
元年度	882	846	95.9%	9	176

## ② 1歳6か月児・3歳児健康診査

- 1歳6か月児健診・3歳児健診ともに高い受診率で推移しています。
- 未受診者対策として、家庭訪問を行うなどして子どもの健康状態や養育状況の全数把握に努め、必要な保健指導を行うなど、幼児期の支援を行っています。

### 《1歳6か月児健診》

	対象者	受診数	受診率	要精検	要観察
27年度	575	564	98.1%	7	165
28年度	516	509	98.6%	4	172
29年度	514	503	97.9%	6	149
30年度	506	493	97.4%	5	144
元年度	448	444	99.1%	7	111

### 《3歳児健康診査》

	対象者	受診数	受診率	要精検	要観察
27年度	538	526	97.8%	13	137
28年度	595	579	97.3%	15	159
29年度	548	533	97.3%	36	159
30年度	573	554	96.7%	20	179
元年度	523	502	96.0%	16	129

### (7) 先天性股関節脱臼検診

- 検診は3~4か月児を対象に市内整形外科病院に委託し実施しています。

	対象者	受診数	受診率	有所見	要治療
27年度	490	461	94.1%	8	0
28年度	490	428	87.3%	9	1
29年度	478	457	95.6%	4	0
30年度	460	407	88.5%	12	1
元年度	435	389	89.4%	10	0

### (8) 育児教室、育児相談

- 子どもの健やかな成長と養育支援の視点から、子どもの発育発達や健康について、育児相談や教室、家庭訪問など複合的に支援を行っています。
- 母子保健事業ケース検討会・養育支援事例検討会による支援の検討や、要保護児童ネットワーク協議会個別会議により関係機関と連携を図るなどして、継続的な支援を行っています。

	育児教室		子育て講話等		思春期保健		乳幼児相談		来所面接 件数
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	
27年度	6	101	14	335	7	277	12	395	41
28年度	6	87	14	323	8	296	12	463	36
29年度	6	87	12	246	8	301	12	400	41
30年度	6	101	10	206	8	301	12	519	41
元年度	5	79	13	244	7	269	11	375	60

### (9) 小児救急普及啓発事業

- 平成23年度に作成配布した小児救急の対処法などを記載した「子どもの救急」冊子を改定し子どもの不調や病気に対する家族の不安軽減や適切な受診行動への啓発を図りました。

○ 冊子仕様 A5版、13ページ、第7版

○ 配布対象世帯 子どもが誕生した家庭

○ 配布方法 乳児家庭全戸訪問事業、子育て支援センターほか

## 4. 子育て世代包括支援センター事業

- すべての妊娠婦と子育て家庭を対象として妊娠期から切れ目のない支援を行う「Coconet(ここねつと)えにわ」を開設し、母子保健コーディネーター等が、妊娠婦・乳幼児のそれぞれに合わせた応援プランを立て、妊娠・出産・子育てに関する情報提供や相談に作成しています。(令和元年10月より)

	来所・電話相談		子育てプラン作成数				
	実	延	妊娠期	産後期	乳児期	幼児期	
元年度	18	22	217	191	611	428	1447

## 5. 歯科保健事業

### (1) 幼児歯科健診・相談、フッ素塗布

#### ① 幼児歯科健診

- 口腔内の状況は「う歯のない者の割合」・「一人平均う歯数」は1歳6か月児歯科健診 **98.9%** 0.02本、3歳児歯科健診 **85.5%**、**0.53**本で、月齢が上がるにつれ平均う歯本数が増加しています。今年度は1歳6か月児の「う歯のない割合」は**増加**、「一人平均う歯数」はう歯の**減少**がみられました。3歳児健診では「う歯のない割合」、「一人平均う歯数」とともに、増加が見られました。

	1歳6か月児歯科健診					3歳児歯科健診					2歳児歯科健診	
	対象者	回数	人数	要指導	要治療	対象者	回数	人数	要指導	要精検	要治療	
27年度	575	12	563	123	8	538	24	526	30	0	101	12
28年度	516	12	508	124	15	595	24	579	41	0	111	12
29年度	514	12	502	79	7	548	24	529	33	0	82	12
30年度	506	12	493	69	9	573	24	554	18	0	81	12
元年度	<b>448</b>	<b>11</b>	<b>444</b>	<b>38</b>	<b>5</b>	<b>523</b>	<b>22</b>	<b>468</b>	<b>15</b>	<b>0</b>	<b>68</b>	<b>11</b>

#### ② う歯予防対策事業（フッ素塗布）

- 1歳6か月児健診受診者の**70.3%**がフッ素塗布を受け、そのうち**79.5%**が初回塗布となっています。今後も9~10か月児健診において乳歯萌出後からの塗布を勧奨していきます。
- 3歳児健診受診者の**56.6%**がフッ素塗布を受けており、3回以上フッ素塗布の割合が**33.1%**で継続的な塗布に繋がっています。

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
塗布者	1,921	1,824	1,801	1,885	<b>1,637</b>

### (2) 成人歯科健診・相談・教育

- 歯科健診は、特定健康診査集団健診（えにあす）と同時に実施し、また口腔衛生キャンペーン時はイベント方式で実施しています。妊婦の歯科健診も併せて行い、**36名** (**25.5%**) の受診がありました。
- 歯科保健の健康教育においては、働きざかりの成人期にも対象を広げ、ライフステージを通して実施しています。
- 歯科口腔の健康づくりに関する普及啓発として、歯と口の衛生週間（6月）・8020運動推進週間（11月）を実施しました。

回数	相 談 (健診)						健康教育(地域)	
	人数 (妊婦再)	問題なし	要指導	要精検	要医療	備考	回数	人数
							※1	※2
27年度	8	174 (33)	17	7	0	91	※2	4 120
28年度	8	177 (31)	4	4	0	91	※2	3 46
29年度	8	181 (37)	6	7	0	88	※2	3 68
30年度	8	188 (50)	17	5	0	104	※2	2 91
元年度	<b>8</b>	<b>141 (36)</b>	<b>7</b>	<b>7</b>	<b>0</b>	<b>80</b>	*2	<b>1 16</b>

※1 2名指導のみ (H27)

※2 口腔衛生キャンペーン (イベント形式) で1回実施のため未把握分含む

### (3) 歯科口腔保健普及啓発事業

- 中高年の市民に対して、歯科口腔保健に関する知識や歯科疾患の予防に向けた取組みへの普及啓発として身近な地域の集団の中で、口腔機能の評価と医師の講話を合わせた教室事業を実施しました。

	講演会		健口教室	
	回数	人数	回数	人数
27年度	1	15	3	37
28年度	—	—	4	164
29年度	—	—	4	173
30年度	—	—	4	149
元年度	—	—	<b>4</b>	<b>135</b>

※ H28年度から講演会形式からより身近な場所での教室に振り替えて4回実施。

## 6. 食育推進事業

### (1) 食育推進展示、食育講座、食育講演会

- ・第3次恵庭市食育推進計画に基づき事業を実施しました。
- ・毎月19日の食育の日にはFM「e-niwa」での放送や、毎年6月の食育月間を中心に食育推進展示や食育講座を実施し食育に関する普及啓発を行っています。

	講演会		講座・講話		食育展示	協議会
	回	人数	回	人数	回	開催回数
26年度	1	76	9	84	5	2
27年度	1	60	8	172	4	2
28年度	1	78	6	54	4	2
29年度	1	36	7	120	4	2
30年度	1	41	7	145	4	2
元年度	1	49	6	52	4	2

## 7. 予防接種事業

### (1) 予防接種事業

- ・本市に居住する市民で予防接種法施行令第1条の対象者に対し、医師会との連携のもと予防接種を実施しました。

《子どもの予防接種》

	不活化 ポリオ	四種混合	三種混合	二種混合	麻しん・風しん			BCG	子宮 頸がん	ヒブ	小児肺炎 球菌	水痘
					混合	麻しん	風しん					
27年度	42	2,008	0	450	1,075	0	0	481	0	1,974	1,973	1,197
28年度	19	1,995	0	495	1,034	0	0	468	1	1,907	1,912	928
29年度	18	1,895	0	456	1,002	0	0	475	1	1,883	1,879	837
30年度	6	1,833	0	526	1,024	0	0	456	0	1,787	1,793	925
元年度	4	1,741	0	539	994	0	0	433	1	1,700	1,714	859

《子どもの予防接種》

《大人の予防接種》

《風しん抗体検査・予防接種》

	日本脳炎	B型肝炎
27年度		
28年度	4,635	792
29年度	4,214	1,422
30年度	3,756	1,297
元年度	3,529	1,266

	インフルエンザ	肺炎球菌 (市助成)	肺炎球 菌(定期)
27年度	7,910		1,790
28年度	8,261		2,277
29年度	8,193		2,075
30年度	8,509		1,897
元年度	9,201		554

	抗体検査 受診者数	検査受診率	予防接 種数	予防接 種率
元年度	814	22.3%	147	4.0%

※発送件数は元年度3,645人

(送付対象者：昭和47年4月2日～昭和54年4月1日の市内男性)

※ポリオはH24.9に不活化ワクチンへ切り替え。

※四種混合はH24.11より開始（三種混合+不活化ポリオ）。

※麻しん・風しんは平成20年度～平成24年度の5年間に限り3期・4期接種実施している。

※子宮頸がん・ヒブ・小児肺炎球菌はH23.8より開始

※肺炎球菌（市助成）は、H24.6より開始（75歳以上の市民を対象に、3,000円を助成）→H27.3末事業終了

※水痘・肺炎球菌（定期）はH26.10より開始

※日本脳炎はH28.4.1より開始

※B型肝炎はH28.10.1より開始

※風しん抗体検査・予防接種はH31.4.1より開始→R4.3.31までの時限的措置

## 8. 夜間診療所運営事業

- ・本市における休日・夜間等の救急医療体制の空白を解消するため、夜間急病診療所の運営と医師会と連携し、市内当番医療機関による輪番制で対応しています。
- ・平成23年5月より、夜間急病診療所の診療は内科・小児科系とし、土曜診療（午後）を開始、休日診療を拡大しています。また、市内当番医療機関については、けが等の外傷の診療としています。

（参考） 千歳市休日夜間急病センター：平成29年9月5日開設

《夜間急病診療所の患者数》

	夜間診療		休日診療		土曜診療		患者数計
	診療日数	患者数	診療日数	患者数	診療日数	患者数	
27年度	360	2,154	66	1,823	51	518	4,495
28年度	359	2,005	66	1,696	50	468	4,169
29年度	356	1,748	66	1,792	49	398	3,938
30年度	359	1,940	67	1,932	48	433	4,305
元年度	360	1,730	67	1,672	50	392	3,794

### 《市内当番医療機関の患者数》

	平日診療		休日診療		年末年始診療		土曜診療		患者数計
	診療日数	患者数	診療日数	患者数	診療日数	患者数	診療日数	患者数	
27年度	245	557	65	1,161	6	539	51	406	2,663
28年度	243	584	66	1,098	6	665	50	511	2,858
29年度	247	563	65	1,144	7	630	49	450	2,787
30年度	246	569	67	1,156	6	1,029	48	444	3,198
元年度	242	580	66	1,136	6	741	51	426	2,883

### 9. 救急医療対策事業

- 夜間急病診療所の運営等一次救急医療の整備、二次救急医療との連携等について協議する「救急医療対策会議」を設置しました。
- 委員数は医師会、薬剤師会、看護師、一般市民、行政職員9名で構成。

	回数	開催日程	出席者数	議内容
29年度	2	H29.5.16	8	(1) 平成28年度初期救急医療の実績について (2) 平成29年度関係事業の推進について
		H30.3.1	-	(1) 恵庭市保健センター及び夜間休日・急病診療所の移転について
30年度	1	H30.6.8	6	(1) 平成29年度初期救急医療の実績について (2) 平成30年度関係事業の推進について
元年度	1	R1.6.26	8	(1) 平成30年度初期救急医療の実績について (2) 令和元年度関係事業の推進について

#### ●二次救急医療機関への助成

<目的>

市の救急医療体制の確保と充実を図るため、市内の二次救急医療機関（救急告示病院）に對して助成する。

<助成対象>

市内の救急告示病院

3医療機関（恵み野病院、恵庭第一病院、我汝会えにわ病院）

<助成基準>

【定額割】 1医療機関に300千円（年額）を助成

【搬送人數割】 市救急隊による搬送人數1人当たり3千円を助成

（単位：千円）

二次救急医療機関名	令和元年度実績		平成30年度実績		平成29年度実績	
	搬送人數	補助額	搬送人數	補助額	搬送人數	補助額
恵み野病院	916	3,048	1,001	3,303	1,005	3,315
恵庭第一病院	489	1,767	433	1,599	428	1,584
我汝会えにわ病院	149	747	131	693	133	699
計	1,554	5,562	1,565	5,595	1,566	5,598

#### ●平成26年～令和元年6月30日まで千歳・恵庭小児科医による日曜外来

令和元年7月1日以降の救急診療中止

（土曜、日曜に診療を行う小児科クリニックが千歳市内に新規開業したため）

（：受付時間 8：30～11：00）

（：診療場所：千歳市民病院）

## 10. 介護予防事業

以下の事業は、令和元年度より介護福祉課へ業務が移管されました。

- (1) 訪問型短期集中予防事業
- (2) 通所型短期集中予防事業
- (3) 介護予防把握事業
  - ①訪問等相談活動
  - ②あたまの元気度相談
- (4) 介護予防普及啓発事業
  - ①介護予防講演会
  - ②高齢者健康づくり教室（食と活動編）
  - ③老人クラブ健康教育・健康相談
  - ④シニア向けポータルサイトの開設
- (5) 地域介護予防活動支援事業
  - ①介護予防地域リーダー支援事業
    - ・いきいき百歳体操センター養成
    - ・いきいき百歳体操実施地域（事後）
  - ②地域ささえあい地域づくり事業

## 1 1. 精神保健福祉事業

### (1) 精神障害者保健福祉手帳申請承認実績数

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
新規認定申請	45	58	66	63	47
更新認定申請	144	150	167	168	162
計	189	208	233	231	209

### (2) 普及啓発

- 恵庭市こころの健康づくり・自殺予防対策推進方針(H26～H29)に基づき講演会の開催により普及啓発を図りました。

こころの健康づくり講演会

第1回 「こころの健康と眠りの関係」 北海道大学大学院教育学研究院准教授 山仲 勇二郎 氏

	こころの健康づくり講演会		家族会		備 考
	回数	延人数	回数	延人数	
27年度	2	107	10	58	家族会、学習会
28年度	1	68	10	48	家族会のみ
29年度	1	78	5	20	家族会のみ
30年度	1	47	4	15	家族会のみ
元年度	0	0	6	48	新型コロナウイルス感染症予防のため開催なし

### (3) 相談・訪問指導

- 相談者の多い年代は、40歳代、30歳代、次いで50歳代、20歳代となっています。
- 相談内容の多いものは「こころの健康づくり」や「社会復帰等のサービス相談」でした。  
統合失調症や発達障害等による受療相談や障がい者福祉サービスの利用方法について本人だけでなく家族からの相談も多くあります。

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
来所・電話・メール 件数	265	322	220	160	160
家庭訪問 実／延	8/27	15/21	18/22	7/20	5/20

	実 件 数				相談内容（重複あり）								
	男性	女性	不明	合計	老人精神保健	社会復帰	依存症関連	思春期精神保健	こころの健康づくり	摂食障害	てんかん	ひきこもり	その他
30年度	26	42	8	76	4	21	4	0	78	0	1	7	52
元年度	46	48	0	94	4	25	6	7	56	4	1	20	105

### (4) 地域生活支援

#### ①精神障害者地域活動支援センター等通所交通費助成事業

	精神障害者通所交通費助成		
	実人員	通所施設数	助成日数
27年度	22	14	2,592
28年度	20	15	2,966
29年度	23	19	2,861
30年度	18	15	2,496
元年度	18	17	2,146

## 1 2. 障がい者自立支援事業

### (1) 自立支援医療（精神）申請承認実績数

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
新規認定申請	106	121	116	125	151
更新認定申請	702	773	806	796	773
計	818	894	922	921	924

## (2) 自立支援給付事業

- ①居宅介護 ②生活介護 ③短期入所
- ④サービス利用計画 ⑤地域移行支援
- ⑥共同生活援助 ⑦宿泊型自立訓練 ⑧自立・生活訓練
- ⑨就労継続支援A型 ⑩就労継続支援B型 ⑪就労移行支援

### ■自立支援給付

区分	居宅介護		生活介護		短期入所		サービス計画		地域移行支援	
	実利用人数 (2月)	延利用日数	実利用人数 (2月)	延利用日数	実利用人数 (10月)	延利用日数	実利用人数 (2月)	延利用人数	実利用人数 (5月)	延利用人数
30年度	6	460	2	161	1	39	24	293	0	0
元年度	6	442	3	201	1	30	26	317	0	0
比較	0	△ 18	1	40	0	△ 9	2	24	0	0

区分	共同生活援助		宿泊型自立訓練		自立・生活訓練		就労継続A		就労継続B		就労移行	
	実利用人数 (2月)	延利用日数										
30年度	15	4,332	5	1,548	5	890	31	6,586	64	9,627	8	1,256
元年度	18	4,927	5	1,628	5	947	35	7,123	66	9,912	9	1,312
比較	3	595	0	80	0	57	4	537	2	285	1	56

※28年度に、恵庭市に初めてA型事業所が開設されたことから、就労継続Aの利用者数が伸びています

## 1 3. 献血事業

- 市民を対象に、北海道赤十字血液センターと連携のもと、市内各事業所等に対し、献血への協力をお願いしました。

	献血実績（人）			実施回数
	200cc	400cc	献血者総数	
27年度	19	2,272	2,291	67
28年度	20	2,302	2,322	63
29年度	33	2,558	2,591	64
30年度	40	2,269	2,309	60
元年度	77	2,240	2,317	59

## 1 4. 薬物乱用防止事業

- 北海道薬物乱用防止指導員を2名推薦し、啓発活動を推進しました。

## 1 5. 歩くことを通したまちづくり事業

- 歩くイベント開催、歩く環境整備として休憩所設置、学校・団体等と連携したスタンプラリーを9か月間試行実施しました。

	参加延人数	休憩所設置数	休憩所利用者数	備考
28年度	2,226	21	1,224	3か月間試行実施
29年度	3,180	30	6,643	4か月間試行実施
30年度	4,139	35	10,089	4か月間試行実施
元年度	4,837	39	6,686	9か月間実施

## 1.6. 保健センター運営協議会事業

- 令和元年度は運営協議会を1回開催し、保健事業の推進について協議しました。

	回数	開催日程	出席者数	審議内容
30年度	1	H30. 5. 24	9	(1) 平成29年度保健事業実施報告について (2) 平成30年度保健事業の推進について
	2	H30. 11. 20	8	(1) 恵庭市自殺対策計画の策定について (2) 恵庭市子育て世代包括支援センターの設置について
	3	H31. 3. 8	9	(1) 平成31年度保健事業の推進について (2) 平成31年度予算の概要について (3) いのち支える恵庭市自殺対策計画(案)について (4) 高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種継続実施について (5) 緊急風しん対策(案)について
元年度	1	R1. 6. 6	8	(1) 平成30年度保健事業実施報告について (2) 令和元年度保健事業の推進について
	2	※文書会議	-	(1) 令和2年度保健事業の推進について (2) 令和2年度予算(案)の概要について (3) 令和2年度産後ケア事業(案)について (4) 令和2年度産婦健康診査事業(案)について (5) 令和2年度5歳児相談(案)について (6) ロタウィルスワクチンの定期接種化について (7) 新型コロナウィルスに関連した肺炎について

※ 第2回目については当初、えにあす1階会議室4にて令和2年3月3日（火）に開催を予定していたが、新型コロナウィルス感染症の流行に伴い、文書会議に変更した。

## 1.7. 保健センター運営事業等

### (1) 医療顧問の設置

- 平成23年度より継続して、保健センターに医療顧問を設置しています。  
医療顧問 南 秀樹医師

### (2) 広報啓発

- 保健センター事業の市民周知を図るため、「市民健康カレンダー」を市広報誌4月号と同時配布しました。
- 市ホームページを活用し、各種保健事業の周知を図りました。

### (3) 各種補助事業

#### ①休日等歯科救急診療補助事業

- (社)千歳歯科医師会が実施する日祝日及び年末年始の歯科救急診療業務の運営の助成を恵庭市・千歳市・北広島市の3市で実施しました。
  - 恵庭市診療日数29日 (GWと年末年始の3医療機関体制も含む)
  - 診療時間 午前9時30分～12時30分

《歯科診療の休日当番実施状況》

	実施回数	患者数	1回平均
27年度	26	81	3.1
28年度	25	60	2.4
29年度	24	74	3.1
30年度	28	60	3.0
元年度	29	125	4.3

## II 予算執行状況（令和元年度）

※単位：千円

事業項目	最終予算 ①	実績 ②	比較①-②	備 考
健康診査等事業	28,049	28,007	42	
健康診査等事業	1,758	1,716	42	感染症予防（肝炎・エキノコックス）含む
各種がん検診事業	23,987	23,987	0	
がん検診推進事業	2,304	2,304	0	働く世代のがん検診推進事業
※ 特定健康診査等事業費	51,012	43,471	7,541	予算執行は国保医療課
健康増進事業	463	363	100	
健康教育・健康相談事業	451	352	99	
訪問指導事業	12	11	1	
母子保健事業	46,208	39,433	6,775	
子育て世代包括支援センター事業	2,572	2,485	87	
歯科保健事業	3,747	3,361	386	
食育推進事業	167	132	35	
予防接種事業	175,088	155,434	19,654	
夜間診療所運営事業	101,875	100,154	1,721	
救急医療対策事業	5,938	5,593	345	
精神障害者福祉事業	1,212	1,121	91	
歩くことを通したまちづくり事業	1,100	1,096	4	
保健センター運営協議会事業	167	49	118	
保健センター運営事業	26,211	23,894	2,317	
緑と語らいの広場複合施設維持管理事業	1,076	1,075	1	
計	442,313	403,183	39,130	

事業項目	予算 ①	実績 ②	比較①-②	備 考
一般会計	衛生費	389,013	357,516	31,497
	民生費	1,212	1,121	91
	総務費	1,076	1,075	1
国民健康保険特別会計	51,012	43,471	7,541	
計	442,313	403,183	39,130	

## 新型コロナウイルス感染症防止対策 <保健福祉部>

※各種情報は令和 2 年 5 月 31 日現在の状況です。

No.	取組概要
1	<p><b>国等の対応 &lt;参考：北海道コロナウイルス感染症対策本部会議&gt;</b></p> <p>(1) 2月1日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症（感染症法第6条）及び検疫感染症（検疫法第2条第3項）に指定。</p> <p>(2) 2月1日、都道府県に対し「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置指示。</p> <p>(3) 2月17日、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について公表。</p> <p>(4) 2月20日、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表。</p> <p>(5) 2月20日、職場における拡大防止に向けた取組みについて、経済団体に要請。</p> <p>(6) 2月24日、専門家会議見解（「ここ1～2週間が瀬戸際」）。</p> <p>(7) 2月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定。</p> <p>(8) 2月27日、第15回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、首相が全国全ての小学校、中学校、高校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業とすることを要請。</p> <p>(9) 2月29日、総理緊急記者会見で臨時休校の趣旨説明、所得減少に伴う助成金制度創設などの今年度予備費2,700億円を活用した緊急対応策第2弾のとりまとめを表明。</p> <p>(10) 3月1日、第16回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、道内の感染者の広がりが見える市町村民へのマスク配布のため、国民生活緊急安定措置法に基づくメーカーに対するマスクの国への売り渡しを表明。</p> <p>(11) 3月2日、専門家会議見解（「この一両日で明らかになったこと」、「北海道で実施すべき対策」）</p> <p>(12) 3月9日、専門家会議見解（「一定程度持ちこたえている」、「北海道の対策の効果」）</p> <p>(13) 3月10日、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案閣議決定。</p> <p>(14) 3月11日、WHOがパンデミック（世界的な大流行）を宣言。</p> <p>(15) 3月13日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立。</p> <p>(16) 3月17日、厚生労働省が道内35市町村の介護施設等へのマスクの優先配布を表明。</p> <p>(17) 3月26日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置、直ちに、都道府県対策本部を設置するよう通知。</p> <p>(18) 4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について閣議決定。</p> <p>(19) 4月7日、緊急事態宣言。（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県において4月7日から5月6日まで）</p> <p>(20) 4月7日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」、「緊急事態の対象都道府県による外出自粛等の協力要請」などを明記。</p> <p>(21) 4月11日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、「緊急事態宣言の対象都道府県以外の都道府県が、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す」ことを明記。</p> <p>(22) 4月16日、全国に緊急事態宣言。（4月7日に緊急事態宣言が出されている7都府県のほか、新たに北海道を含む40都府県において4月16日から5月6日まで）</p> <p>(23) 4月16日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改定し、緊急事態宣言の対象区域を全都道府県に拡大するとともに、「4月7日に緊急事態宣言が出されている東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県のほか、この7都府県と同程度にまん延が進んでいる北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県を特定警戒都道府県（13都道府県）」として明記。</p> <p>(24) 4月22日、専門家会議見解（「人との接触を8割減らす、10のポイント」、「都道府県知事等の更なるリーダーシップの発揮」）</p> <p>(25) 5月1日、専門家会議見解（「感染の状況が厳しい地域では、対策により新規感染者数が一定水準まで低減するまでは、引き続き、「徹底した行動変容の要請」が必要。」）</p>

No.	取組概要
1	<p>(26) 5月4日、政府対策本部において、5月6日までとした緊急事態宣言の期間について、全都道府県を対象に5月31日まで延長することを決定。</p> <p>(27) 5月4日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、「特定警戒都道府県」で引き続き接触機会の8割削減などを明記。</p> <p>(28) 5月15日、専門家会議見解（「東京都、北海道、大阪府等は未だに警戒が必要な状況が続く」、「緊急事態措置の解除の考え方として感染状況、医療提供体制、検査体制構築などを総合的に判断することが必要」「新しい生活様式の定着、業種別の感染拡大予防のガイドラインの実践、地域のリスク評価に応じた対応が求められる」など）</p> <p>(29) 5月15日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更（一部解除）され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。</p> <p>(30) 5月21日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、緊急事態宣言の対象区域が変更（関西3府県）され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県が引き続き「特定警戒都道府県」とされた。</p> <p>(31) 5月25日、緊急事態解除宣言。</p> <p>(32) 5月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、概ね3週間ごとに地域の感染状況等を評価しながら、外出の自粛、イベント等の開催制限や施設の使用制限の要請等について段階的に緩和していく旨を明記。</p>
2	<p><b>北海道の対応 &lt;参考：北海道コロナウイルス感染症対策本部会議&gt;</b></p> <p>(1) 1月24日、感染症危機管理対策本部幹事会開催。</p> <p>(2) 1月28日、北海道感染症危機管理対策本部設置、第1回本部会議開催。</p> <p>(3) 2月7日、本庁及び保健所に「帰国者・接触者相談センター」設置、「帰国者・接触者外来」の整備。</p> <p>(4) 2月26日、知事名で「新型コロナウイルス感染症に対応した学校の臨時休業等の要請について」を発出。</p> <p>(5) 2月28日、知事から「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を発表、週末の外出を控えることを呼びかけ。</p> <p>(6) 2月29日、知事から総理に対し「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を提出。</p> <p>(7) 3月1日、知事から3月2日以降、「換気が悪く人が大勢集まる場所には行かないこと」、「風邪気味の方は自宅で休んでいただくこと」などについてメッセージ発出。</p> <p>(8) 3月4日、知事から週末（3月8日、9日）の外出時の注意事項について呼びかけ。</p> <p>(9) 3月12日、知事から週末（3月14日、15日）の外出時の注意事項について呼びかけ。</p> <p>(10) 3月18日、知事から緊急事態宣言（2/28～3/19）の終了と新たなステージへの移行、外出時の注意事項について呼びかけ。</p> <p>(11) 3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置。</p> <p>(12) 3月28日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を決定。</p> <p>(13) 4月7日、政府の基本的対処方針の決定を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。</p> <p>(14) 4月7日、国の緊急事態宣言を受け、4月8日から5月6日までを「新型コロナウイルス感染症集中対策期間」とすることを発表。</p> <p>(15) 4月12日、北海道・札幌市緊急共同宣言を発表。4月14日から5月6日までの間、札幌市内の小・中・高等学校の一斉休業（札幌市からの通学生の割合が高い近隣の高等学校も同様の措置）。この間、不特定多数の人が利用する札幌市内の公共施設を休館。緊急事態宣言地域との往来自粛等。</p> <p>(16) 4月16日、政府の基本的対処方針の変更を受け、「北海道新型コロナウイルス感染症の対処方針」を改定。</p> <p>(17) 4月17日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための「北海道」における緊急事態措置を決定。</p> <p>(18) 4月20日、北海道における緊急事態措置を改訂し、休業要請の措置などを追加。</p> <p>(19) 4月24日、北海道における緊急事態措置を改訂し、スーパー・マーケット、公園等における感染拡大防止の要請を追加。</p> <p>(20) 4月30日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による「ゴールデンウィーク緊急メッセージ」、「医療機関の皆様への緊急メッセージ」を発表。</p> <p>(21) 5月4日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、5月10日（日）まで休館としている道立施設について、5月15日（金）まで休館を延長することを発表。</p> <p>(22) 5月6日、国の「緊急事態宣言」が延長されたことを踏まえ、北海道における緊急事態措置を5月31日まで延長。</p>

- (23) 5月8日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第2弾を発表。
- (24) 5月13日、「新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の基本的な考え方」を発表。
- (25) 5月14日、雇用調整助成金「申請サポート窓口」を開設。
- (26) 5月14日、「持続化給付金サポート窓口」を開設。
- (27) 5月15日、北海道における緊急事態措置を改訂し、石狩振興局管内を除く地域について休業要請の一部を解除。
- (28) 5月15日、知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長連名による緊急メッセージ第3弾を発表。
- (29) 5月21日、「道立施設の再開に向けた感染防止対策の指針」を策定。
- (30) 5月22日、北海道における緊急事態措置を改訂し、5月25日以降の休業要請対象施設の一部を解除。
- (31) 5月22日、宿泊療養施設「アパホテル＆リゾート札幌」の一部を、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「臨時の医療施設」として位置づけ。
- (32) 5月25日、緊急事態宣言の解除を受け、「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止に向けた「北海道」における取組を発表。

No.	取組概要
3	<p><b>新型コロナウイルス感染症対策の実施体制 【恵庭市新型コロナウイルス感染症対策本部】</b></p> <p>(1) 恵庭市新型コロナウイルス感染症対策本部</p> <p>○4月8日に国の緊急事態宣言を踏まえ、市長を本部長、副市長・教育長を副本部長、各部長で構成する対策本部を設置。</p> <p>○これまで 18 回の市本部会議を開催し、感染者の発生状況や緊急事態宣言の発令に係る市の対応等について協議。</p> <p>(2) 恵庭市新型コロナウイルス予防対策連絡会議</p> <p>○2月21日に市長を本部長、副市長・教育長を副本部長、各部長で構成する予防対策会議を開催。新型コロナウイルス感染症の状況について情報共有の場として設置。</p> <p>○27回の会議を開催し、国や道の対策状況、市の対策について協議。</p>
4	<p><b>保健福祉部の主な取組み 【時系列】</b></p> <p>(1) 3月23日、生活不活発病予防について。（市HP・ウェルネススペースにわ更新）【介護福祉課】</p> <p>(2) 3月24日、事業所の臨時休業状況調査。（対象期間中の休業事業所はなし）【介護福祉課】</p> <p>(3) 3月26日、国からのマスク緊急配布。【介護福祉課】</p> <p>(4) 3月27日、後期高齢者医療保険料の徴収猶予。市ホームページ周知。【国保医療課】</p> <p>(5) 3月27日、介護保険料を納付することが困難な方へ徴収猶予。市ホームページ周知【介護福祉課】</p> <p>(6) 3月27日、ハセッパー水（次亜塩素酸水）の案内。【介護福祉課】</p> <p>(7) 4月9日、障がい福祉サービス事業所等（32事業所）に対し、新型コロナウイルスに関する感染予防の徹底について通知。【障がい福祉課】</p> <p>(8) 4月9日、介護事業所等（86事業所）に対し、新型コロナウイルスに関する感染予防の徹底についての通知【介護福祉課】</p> <p>(9) 4月10日、恵庭市新型コロナウイルス感染症対策行動マニュアルの策定【保健課】</p> <p>(10) 4月10日、生活不活発病予防のチラシ作成・周知（市HP、ウェルネススペースにわ等）【介護福祉課】</p> <p>(11) 4月13日、千歳保健所へ保健師派遣開始。（13日以降、毎日1名）【保健課】</p> <p>(12) 4月13日、ラジオ版しゃきしゃき百歳体操ラジオ放送【介護福祉課】</p> <p>(13) 4月14日、就労支援事業所及び生活介護事業所（15事業所）に対し、新型コロナウイルス感染症に関する影響調査を実施。【障がい福祉課】</p> <p>(14) 4月15日、介護事業所等（86事業所）に対し、サージカルマスクの情報提供。【介護福祉課】</p> <p>(15) 4月15日、障がい福祉サービス事業所等（32事業所）に対し、サージカルマスクの情報提供。【障がい福祉課】</p> <p>(16) 4月16日、新型コロナウイルスの影響に係る国保税の減免。市ホームページ周知【国保医療課】</p> <p>(17) 4月21日、こども医療費受給者証交付申請の郵送対応を推奨。窓口周知【国保医療課】</p> <p>(18) 4月21日、医師会を通して市内医療機関に対し「簡易型感染防止陰圧ブースキット」の情報提供。【保健課】</p> <p>(19) 4月23日、重度心身障害者医療費助成制度申請の郵送対応を推奨。障害者手帳発送時に同封。【国保医療課】</p> <p>(20) 4月23日、国民健康保険各種手続の郵送対応を推奨。市ホームページ周知。【国保医療課】</p> <p>(21) 4月23日、歯科医師会を通して市内歯科医院にサージカルマスクの情報提供。【保健課】</p> <p>(22) 4月23日、妊婦用サージカルマスク（1人5枚）配布。【保健課】</p> <p>(23) 4月23日、ラジオ版かみかみ百歳体操ラジオ放送。【介護福祉課】</p> <p>(24) 4月27日、後期高齢者医療制度各種手続の郵送対応を推奨。市ホームページ周知。【国保医療課】</p> <p>(25) 4月30日、介護事業所等（86事業所）に対し、新型コロナウイルスに関する感染予防の徹底についての通知とサージカルマスクの情報提供【介護福祉課】</p>

No.	取組概要																				
4	<p>(26) 4月30日、障がい福祉サービス事業所等（32事業所）に対し、新型コロナウイルスに関する感染予防の徹底についての通知とサージカルマスクの情報提供。【障がい福祉課】</p> <p>(27) 5月1日、特別定額給付金のオンラインによる申請受付を開始 【福祉課】</p> <p>(28) 5月1日、恵庭市版かみかみ百歳体操動画 YouTube配信。【介護福祉課】</p> <p>(29) 5月7日、市内救急告示病院に対し、医療用ガウン製造業者の紹介。【保健課】</p> <p>(30) 5月8日、国民健康保険・後期高齢者医療制度における新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の支給。【国保医療課】</p> <p>(31) 5月11日、特別定額給付金の早期郵送による申請受付を開始 【福祉課】</p> <p>(32) 5月12日、介護事業所等（86事業所）に対し、ウイルス感染症対策商品の情報提供。【介護福祉課】</p> <p>(33) 5月12日、障がい福祉サービス事業所等（32事業所）に対し、ウイルス感染症対策商品の情報提供。【障がい福祉課】</p> <p>(34) 5月14日、介護事業所等（86事業所）に対し、感染症拡大防止のためのサービス提供に関する通知 【介護福祉課】</p> <p>(35) 5月14日、障がい福祉サービス事業所等（32事業所）、感染症拡大防止のためのサービス提供に関する通知 【障がい福祉課】</p> <p>(36) 5月18日、障がい福祉サービス事業所等（32事業所）に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止のためのサービス提供に関する検討について通知 【障がい福祉課】</p> <p>(37) 5月19日、ラジオ版いきいき百歳体操ラジオ放送。【介護福祉課】</p> <p>(38) 5月20日、乳幼児おしりふき（80枚入り）と紙おむつ用ごみ袋を配布。【保健課・子ども家庭課】</p> <p>(39) 5月21日、手作り防護服用のポリ袋、養生テープを購入。管理を連携センターりんくに依頼。【介護福祉課】</p> <p>(40) 5月22日、新型コロナウイルスの影響に係る後期高齢者医療保険料の減免。臨時広報周知 【国保医療課】</p> <p>(41) 5月25日、障がい福祉サービス事業所等（32事業所）に対し、新型コロナウイルスによる経営状況への影響調査【障がい福祉課】</p> <p>(42) 5月27日 ロータリークラブよりフェイスシールド寄贈(4800枚) 配布先は医療機関等 【保健課】</p> <p>(43) 5月29日 JapanWork 株式会社及び株式会社リムファインよりリムファインブース（簡易型感染防止陰圧ブースキット）一式寄贈。【保健課】</p> <p>(44) 6月1日、特別定額給付金の郵送による申請受付を開始（申請書の郵送は5月27日）。【福祉課】</p> <p>(45) 6月3日（予定）、手作り防護服を連携センターりんくと協力して作成。【介護福祉課】</p>																				
5	<p><b>相談・問い合わせ件数</b>      <b>*生活環境部における生活相談除く。</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国保医療課</th> <th>福祉課</th> <th>介護福祉課</th> <th>保健課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>17</td> <td>38</td> <td>1</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>25</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>42</td> <td>38</td> <td>1</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table>		国保医療課	福祉課	介護福祉課	保健課	4月	17	38	1	51	5月	25			4	計	42	38	1	55
	国保医療課	福祉課	介護福祉課	保健課																	
4月	17	38	1	51																	
5月	25			4																	
計	42	38	1	55																	

**相談・問い合わせ内容（各課受付分） ※生活環境部における生活相談除く。**

○国保医療課

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免申請
- ・傷病手当金支給要件について

○福祉課

- ・就労先事業減少による給料減少、生活困窮
- ・就職が取り消し
- ・札幌市内在住の家族が新型コロナウイルスに感染するのではないか心配。
- ・定額給付金はもらえるか。いつから申請できるか。

○介護福祉課

- ・憩の家の使用方法について

○保健課

月	人数	方法		区分			左記の内訳					
		電話	来所	相談	苦情	問合せ	症状	発症情報	病院情報	マスク	市の対応	その他
4月	51	51	0	18	11	22	18	17	6	4	2	4
5月	4	4	0	1	0	3	3	0	0	1	0	0
計	55	55	0	19	11	25	21	17	6	5	2	4

- ・感染者の情報について
- ・市の公表基準について
- ・新型コロナウイルス感染症のどこに相談すればよいのか。
- ・微熱が続いている、咳が続いている、体調が悪い、胃腸炎と思われるなど、市内で受診する病院はあるか。
- ・妊婦にマスクを配布しないのか。
- ・ベビー用品が品薄になっている。
- ・マスクも消毒液もない。市で配布しないのか。
- ・人間ドックを受ける予定になっているが、心配で日程を変更した方がよいか。
- ・新聞にマスクの作り方が掲載されていたが、市販のものと比べて効果はどうなのか。
- ・市は消極的である。感染者が出たことを防災行政無線で放送すべき。

6

No.	取組概要
7	<p><b>公共施設の休館</b></p> <p>(1) 3月3日、小中学校の休校に伴い公共施設を19日まで閉館。</p> <p>(2) 4月17日、屋内施設（地区会館、憩の家、夢創館）、子育て支援センターを4月18日から5月6日まで閉館、図書館は4月19日から5月6日まで閉館。</p> <p>(3) 4月19日、北海道の緊急事態措置の改訂により、屋外公共施設や公園の閉鎖を追加（5月6日まで閉鎖）</p> <p>(4) 5月1日、公共施設の閉鎖を5月10日まで延長。</p> <p>(5) 5月5日、公共施設の閉鎖を5月15日まで</p> <p>(6) 5月14日、公共施設の閉鎖を5月31日まで延長。</p> <p>(7) 6月1日、屋内公共施設（憩の家）の開館。</p>
8	<p><b>医療機関への物資不足等に関する調査【保健課】</b></p> <p>4月23日、北海道より「新型コロナウイルス感染対策に係る病床確保への支援について」依頼。</p> <p>4月24日、恵み野病院を訪問し、医療体制、感染症対策、医療用物資状況について聞き取り。</p> <p>5月1日、恵み野病院への聞き取りにより、医療用物資の内、特に不足しているものはガウンと判明。</p> <p>5月7日、医療用ガウンを加工製造している業者の情報を入手し、市内救急告示病院（恵み野病院、恵庭第一病院、えにわ病院）へ紹介。</p> <p>5月14日、市内救急告示病院に対して、医療用物資状況について文書を送付。</p> <p>5月25日、歯科医師会長を通じ歯科医院に対して、経営状況について聞き取り。</p> <p>6月5日、市内医療機関、福祉施設等にマスク及びフェイスシールドを配布。</p>
9	<p><b>特別定額給付金の概要【福祉課】</b></p> <p>(1)給付の目的 政府が令和2年4月20日に閣議決定した「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、家計への支援を行うため、市民1人あたり10万円の給付を行うもの。</p> <p>(2)給付対象 基準日（令和2年4月27日）に、本市住民基本台帳に記載されている人。 ※基準日人口 69,964人</p> <p>(3)申請及び給付 原則として、世帯主が申請し、世帯主が世帯員全員分を受給（世帯主への口座振り込み）</p> <p>(4)申請方法</p> <p>①郵送による申請 申請書に振込口座を記入し、本人確認書類及び振込先口座がわかる書類を添付し、郵送により返送。</p> <p>②オンラインによる申請 マイナンバーカードを所持している人が、電子申請手続のホームページ（マイナポータル）に接続し、振込先口座を添付して申請。※コロナウイルス対策として、原則として窓口では受付しない。</p> <p>(5)申請期間</p> <p>①郵送による申請 令和2年6月1日（月）～8月31日（月） *振込開始6月5日（金）</p> <p>②オンラインによる申請 令和2年5月1日（金）～5月29日（金） *振込開始5月13日（水）</p> <p>③早期郵送申請 生活に困窮している方を対象に、ホームページから申請書をダウンロード、手書きし郵送にて申請。 受付期間：令和2年5月11日（月）～5月27日（水） *振込開始5月18日（月）</p> <p>(6)申請受付の状況（5月31日現在） 2,878件（オンライン分1,815件、早期郵送申請分1,063件） ※生活保護の相談でコロナウイルスの影響を訴えたもの～12件 (うち、相談から生活保護新規申請となったもの～3件)</p>

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 <抜粋>

令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

(4) 医療等

① 重症者等に対する医療提供に重点を置いた入院医療の提供体制の確保を進めるため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 重症者等に対する医療提供に重点を置くべき地域では、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者（以下「軽症者等」という。）は、宿泊施設等での療養とすることで、入院治療が必要な患者への医療提供体制の確保を図ること。

特に、家庭内での感染防止や症状急変時の対応のため、宿泊施設が十分に確保されているような地域では、軽症者等は宿泊療養を基本とする。そのため、都道府県は、ホテルなどの一時的な宿泊療養施設及び運営体制の確保に努めるとともに、国は、都道府県と密接に連携し、その取組を支援すること。

子育て等の事情によりやむを得ず自宅療養を行う際には、都道府県等は電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。

- ・ 都道府県は、患者が入院、宿泊療養、自宅療養をする場合に、その家族に要介護者や障害者、子ども等がいる場合は、市町村福祉部門の協力を得て、ケアマネージャー、相談支援専門員、児童相談所等と連携し、必要なサービスや支援を行うこと。
- ・ 病床の確保について、都道府県は、関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の患者を集約して優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等を活用して、ピーク時の入院患者の受け入れを踏まえて、必要な病床を確保すること。

また、医療機関は、BCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討し、空床確保に努めること。

さらに、都道府県は、仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用、法第48条に基づく臨時の医療施設の開設について検討すること。厚生労働省は、その検討にあたって、必要な支援を行うこと。

- ・ 都道府県は、患者受入調整や移送調整を行う体制を整備するとともに、医療機関等情報支援システム（G-MIS）も活用し、患者受入調整に必要な医療機関の情報の見える化を行っておくこと。また、厚生労働省は、都道府県が患者搬送コーディネーターの配置を行うことについて、必要な支援を行うこと。
- ・ さらに、感染拡大に伴う患者の急増に備え、都道府県は、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受け入れ体制を確保すること。

② 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来診療・検査体制の確保のため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診することにより、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供すること。
- ・ 都道府県等は、関係機関と協力して、集中的に検査を実施する機関（地域外来・検査センター）の設置や、帰国者・接触者外来への医療従事者の派遣を行うこと。

また、大型テントやプレハブ、いわゆるドライブスルー方式やウォークスルー方式による診療を行うことで、効率的な診療・検査体制を確保すること。あわせて、検査結果を踏まえて、患者の振り分けや、受け入れが適切に行われるようにすること。

- ・ さらに患者が増加し、増設した帰国者・接触者外来や地域外来・検査センターでの医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うこと。

こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、肺炎が疑われるような強いだるさや息苦しさがあるなど状態が変化した場合は、すぐにでもかかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知すること。

- ・ 都道府県は、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関などは、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定すること。
  - ・ 夏ごろまでを目途に、冬季のインフルエンザの流行を踏まえた外来医療の在り方を検討すること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症患者のみならず、他の疾患等の患者への対応も踏まえて地域全体の医療提供体制を整備するため、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
- ・ 都道府県は、地域の医療機能を維持する観点から、新型コロナウイルス感染症以外の疾患等の患者受け入れも含めて、地域の医療機関の役割分担を推進すること。
  - ・ 患者と医療従事者双方の新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、初診を含めて、電話等情報通信機器を用いた診療体制の整備を推進すること。
- ④ 医療従事者の確保のため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
- ・ 都道府県等は、現場で従事している医療従事者の休職・離職防止策や、潜在有資格者の現場復帰、医療現場の人材配置の転換等を推進すること。また、検査を含め、直接の医療行為以外に対しては、有資格者以外の民間の人材の活用を進めること。
  - ・ 厚生労働省は、都道府県が法第31条に基づく医療等の実施の要請等を行うにあたって、必要な支援を実施すること。
- ⑤ 医療物資の確保のため、政府と都道府県等、関係機関は協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 政府及び都道府県は、医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）も活用し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防御に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。
  - ・ 政府及び都道府県は、特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者にPCR検査や入院の受入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保する。
- ⑥ 医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止するため、厚生労働省と地方公共団体は、関係機関と協力して、次の事項について周知徹底を図る。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、
    - ▶ 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、
    - ▶ 症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用する、
    - ▶ 手洗い・手指消毒の徹底、
    - ▶ パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、
    - ▶ 食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、
    - ▶ 日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、などの対策に万全を期すこと。
  - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。
  - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域では、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。

- ・ 医療機関及び高齢者施設等において、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。

⑦ 都道府県は、感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。

また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせるようとする。加えて、手術や医療的処置前などにおいて、当該患者について医師の判断により、PCR検査等が実施できる体制をとる。

⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。

- ・ 外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないよう、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進すること。
- ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策を徹底するとともに、妊産婦が感染した場合であっても、安心して出産し、産後の生活が送れるよう、関係機関との協力体制を構築し、適切な支援を実施すること。また、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備などの取組を推進すること。
- ・ 小児医療について、関係学会等の意見を聞きながら、診療体制を検討し、地方公共団体と協力して体制整備を進めること。
- ・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備などを、引き続き、強化すること。
- ・ 5月7日に特例承認されたレムデシビルの円滑な供給を図るとともに、関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬等の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速

やかに実施すること。

- ・ ワクチンについて、関係省庁・関係機関と連携し、迅速に開発等を進め、できるだけ早期に実用化し、国民に供給することを目指すこと。
  - ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮すること。
- ⑨ 政府は、令和2年度第1次補正予算も活用し、地方公共団体等に対する必要な支援を行うとともに、医療提供体制の更なる強化に向け、第2次補正予算の編成などを含め、対策に万全を期す。